

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

第1 監査の請求

1 請求人

川越市 塚本 千恵子

2 請求書の受付

平成22年10月8日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成21年4月に「県政調査費の運用指針」(以下「運用指針」という。)を制定し、その制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成21年度県政調査費の支出のうちの交通費について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。

(2) 請求する措置の内容

知事は埼玉県議会自由民主党議員団に対して、県政調査費(58件 合計1,030,224円)の返還請求をするよう求める。

(3) 請求の理由

(A) 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、返還要求額8,554円

この領収書及び請求書にある10月29日の給油について、当日は決算特別委員会が行われており、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(B) 平成21年10月31日、10月分ガソリン代、返還要求額8,358円

この領収書及び請求書にある10月19日の給油について、当日は決算特別委員会の県内視察が行われており、同じく運用指針の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(C) 平成21年4月20日、ガソリン代、返還要求額6,160円

この支出を証する書面として添付されている通帳コピーの日付4月20日は企画財政委員会が行われており、同じく運用指針の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(D) 平成21年5月11日、高速代、700円

平成21年4月2日、ガソリン代、2,069円、返還要求額計2,769円

この支出は平成20年度中に発生した料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(E) 平成21年4月10日、高速代、返還要求額13,400円

この支出は平成21年2月3日から2月16日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(F)平成21年5月13日、ガソリン代、返還要求額714円

通帳コピーによると平成20年度分が含まれており、その支出は認められない。

(G)平成21年4月28日、雇用者分ガソリン代、返還要求額3,549円

領収日は平成21年4月28日であるが、3月31日締めのご請求である。給油日の記載がないが、平成21年3月末以前であったことは明白であり、平成21年度の支出としては認められない。

(H)平成21年5月11日、高速代、返還要求額16,660円

この支出は平成21年2月6日から3月28日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(I)平成21年4月6日、4月分高速道路料金、返還要求額10,200円

この支出は平成21年2月2日から2月27日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(J)平成22年3月30日、高速代、1,600円

平成22年3月31日、ガソリン代、5,000円、返還要求額計6,600円

この「県政調査費 支出証明書」には領収書の添付がされていない。運用指針の別記様式2では、自動販売機など領収書がない場合、領収書を亡失した場合には支出証明書を作成する旨が記されている。実際には領収書が存在したにもかかわらず紛失したという理由では、記載された金額が県政調査費の支出として正しいと証明できない。

運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触する。

(K)一か月分をまとめて支払っているガソリン代、油代等46件、返還要求額計953,260円

該当する月の中で、給油日、給油量などの詳細な記録がない。ガソリンについては、運用指針の交通費に「会期中に給油した分には充当できない。」とあり、また「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあるが、当該月において定例会及び委員会等により費用弁償を受けた日に該当していないことの証明がされていない。

以下の中には月ごとの支払いであるのか、都度払いなのか判明しないものがある。運用指針の「証拠書類は、原則として領収書を徴するものとする。」の原則が守られていない。銀行の通帳コピーを給油の証拠書類としているものも存在するが、「領収書等貼付用紙」の下段には、何に支出されたか分かるような記載がない場合は余白に補記する旨記されているが、補記されていない。

月ごとに支払う方式にしている場合には、給油日、給油量、単価などが証明される関係書類である納品書等が一式として添付されていなければならない。納品書は運用指針の基本的原則の「関係書類」であり、支出が正しいものかどうか判断できる一助となる。

埼玉県県政調査費の交付に関する規程(平成13年議会告示第3号。以下「規

程」という。)第7条第2項に「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(以下「証拠書類」という。)の写しを併せて提出しなければならない。」と定められている。給油日、給油量、単価などの詳細が証明されている書類が「証拠書類」と言えるものであり、月額支払額だけが記載された領収書では「証拠書類」が提出されているとは言えない。

- ア 平成21年5月30日、燃料代5月分、13,142円
- イ 平成21年6月30日、燃料代6月分、16,281円
- ウ 平成21年9月30日、ガソリン代9月分、8,972円
- エ 平成21年10月31日、ガソリン代10月分、5,188円
- オ 平成21年11月30日、ガソリン代金11月分、8,859円
- カ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代負担金、4,000円
- キ 平成21年9月30日、9月分ガソリン代負担金、4,000円
- ク 平成21年9月30日、燃料代、18,750円
- ケ 平成21年10月31日、燃料代、33,000円
- コ 平成22年1月29日、燃料代、36,606円
- サ 平成22年2月19日、燃料代、26,148円
- シ 平成22年3月24日、燃料代、36,667円
- ス 平成22年2月1日、1月分ガソリン代、14,336円
- セ 平成21年7月1日、6月分ガソリン代、10,811円
- ソ 平成21年10月1日、9月分ガソリン代、12,922円
- タ 平成21年5月1日、4月分ガソリン代、11,841円
- チ 平成21年6月29日、6月分ガソリン代、7,703円
- ツ 平成22年3月3日、2月分ガソリン代、7,462円
- テ 平成21年5月26日、車両ガソリン代、46,594円
- ト 平成21年7月9日、車両燃料、28,711円
- ナ 平成22年3月20日、2月分ガソリン代、19,826円
- ニ 平成21年4月30日、4月分ガソリン代、53,706円
- ヌ 平成21年5月29日、5月分ガソリン代、68,864円
- ネ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代、11,091円
- ノ 平成21年9月18日、ガソリン代、29,710円
- ハ 平成21年9月30日、9月分ガソリン代、13,815円
- ヒ 平成21年10月13日ほか、ガソリン代、11,876円
- フ 平成21年11月3日、10月分ガソリン代、9,108円
- ヘ 平成22年1月12日、ガソリン代、3,980円
- ホ 平成22年1月18日、ガソリン代、10,564円
- マ 平成21年6月30日、6月分ハイオクガソリン117ℓ、15,725円
- ミ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代、8,115円
- ム 平成21年9月30日、9月分ガソリン代、8,404円
- メ 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、17,851円

- モ 平成22年2月27日、2月分ガソリン代、17,489円
- ヤ 平成22年2月27日、ガソリン代、2,075円
- ユ 平成22年3月8日、ガソリン代2/1~2/21、25,481円
- ヨ 平成22年1月26日、1~3月分ガソリン代、4,987円
- ラ 平成21年11月24日ほか、ガソリン代、52,091円
- リ 平成22年3月31日、ガソリン代、35,031円
- ル 平成21年5月3日、政務調査に伴う車両燃料費、31,130円
- レ 平成21年6月3日、政務調査時使用する車のガソリン代、28,236円
- ロ 平成21年8月3日、県政調査時使用車のガソリン代、30,500円
- ワ 平成21年4月30日ほか、ガソリン代、32,744円
- ヲ 平成21年7月3日、県政調査時使用する車のガソリン代、29,300円
- ン 平成21年7月31日ほか、7月分ガソリン代、29,568円

第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議員である神山佐市委員及び鈴木義弘委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

「埼玉県議会自由民主党議員団に対して交付している平成21年度県政調査費の交通費にかかる不当支出の件」として摘示のあった支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局総務課職員が立ち会った。なお、証拠の提出はなかった。

また、同日、議会事務局総務課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 埼玉県県政調査費の交付に関する条例（平成13年条例第50号。以下「条例」

という。)は平成13年2月定例会において議員提案により制定された。交付される側が条例提案をしているという矛盾がある。

イ さらに、条例の最後には「県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」とあり、あくまで議会が使うお金に「知事には口出しをさせないぞ」という姿が見える。

ウ 規程第6条の「使途基準」は、議会の判断で書き換えができないよう、条例の中に入れられるべきものである。

エ 運用指針は平成21年4月に県議会が作成したが、本来は知事が運用指針を示すべきものである。交付する側が使い方のルールを定めて交付するのが当然であるが、県政調査費については条例も規程も運用指針も県議会に決めさせている。

オ 一方、知事によって議会の自由な活動が妨げられてはいけないという考え方がない訳ではないが、知事は議員が使う議会費や県政調査費に対する責任を負う立場にあり、議員が不当に使った公費があっても、責任を負うのは知事である。

カ 運用指針の基本的原則には「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」と書かれている。議員と県民の社会通念にズレがある場合、それを埋めるためにあるものが指針などのルールや基準である。そのルールである運用指針が恣意的に作られている例が3つある。

キ 一つ目の例は、規程第7条では「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(証拠書類)の写しを併せて提出しなければならない。」としている。しかし、運用指針の「証拠書類」では、領収書を亡失した場合は支出証明書を作成することとなっており、規程の「支出の事実を証する書類」が、運用指針の中では議会会派の書いた書類で代行されている。

ク 二つ目の例は、運用指針の調査研究費のガソリン代で、「活動補助費の中の交通費に一括して計上する。」となっており、どのような調査研究にガソリン代が必要であったかを証明しないようにしている。

ケ 三つ目の例は、運用指針の「按分の考え方」で、「県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」としているが、その他の活動との割合が不明確であり、また、同じ会派の中でも議員によって割合がまちまちである。

コ 最後に、監査委員は何を基準に監査するのか、監査基準を監査結果の中で示すようお願いする。

(2) 議会事務局総務課の陳述の要旨

規程によれば、県政調査費の支出を証明するためには、領収書等証拠書類の写しを提出すればよいとされている。一方、書類だけでは県政調査費が充当できるものに充当したかを確認することが困難なものがあることも事実である。したがって、議会事務局としては、議長の指示の下、書類の受理に当たっては、運用指針に合致しているか、必要があれば会派(議員)に対面等により確認している。

(A)及び(B)については、領収書等の写しの受理に当たって、職務である決

算特別委員会の審査あるいは視察を行うために要する費用に充てられたものではないことを、会派及び議員に対面で確認している。具体的には、関係議員の事務所の職員が使用するために給油したことを確認している。

(C)については、4月20日は常任委員会が開催されたが、日付は給油日ではなく支出日、口座振替日であるので、問題ないと考えている。

(D)から(I)については、運用指針における様式「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では「支出年月日」を書くこととされており、所属年度区分の考え方は、運用指針上、支出年月日とされている。

(J)については、運用指針では領収書を亡失した場合も支出証明書により充当することを認めている。なお、一般的にこうした領収書等の写しの添付がない場合も、必要があれば議員にはその内容を確認している。

(K)については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないか会派(議員)に対面で確認をしている。

以上のとおり、自由民主党議員団の交通費については、全て適正と考えている。

(3) 議会事務局総務課の陳述に対する請求人の意見の要旨

ガソリン代について、本来証拠書類とは給油日等の詳細が確認できるもの、例えばガソリンスタンドが出す請求書などであり、月ごとの金額のみ記載の領収書だけでは証拠書類と認められない。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

議会事務局総務課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年10月29日に監査を実施した。

(1) ガソリン代と費用弁償との関係について

運用指針の交通費に「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあり、判断基準としては、費用弁償の対象となる支出に重複して県政調査費が充当されていないか具体的に確認する。

例えば、委員会活動のため自動車で登庁するに際してガソリンを給油した場合、委員会活動を行うために要する費用につき費用弁償が議員に支給されることから、当該給油への県政調査費の充当は認められない。

また、給油日だけで判定するわけではなく、例えば、費用弁償が支給される日に議会活動のために議事堂に登庁する場合、その途中で給油したガソリンには県政調査費を充当できないが、その議会活動が終わって帰宅し、改めて議員が調査研究活

動を行うために給油したものであれば充当できる。

(2) 領収書等の確認について

量が膨大であることから、全会派の了解の下、年度終了後の収支報告を待たずに四半期ごとに領収書等の提出を求め、事前に確認をしている。

(3) 議員に対する運用指針等の周知について

全議員を対象とした運用指針等の説明会を平成 2 1 年 4 月に開催したのを始め、(2) の事前確認の際、個々の会派及び議員に対して運用指針等の周知を図っている。

(4) 月ごとに支払う場合のガソリン代領収書について

規程では領収書等の提出が定められており、一般に、給油日等の記載は領収書の要件とはならない。なお、運用指針においても給油日、給油量、単価等の詳細な記載について義務付けはない。

(5) 県政調査活動とその他の活動との按分について

ガソリン代については、県政調査活動に専用で使用している車両の場合は 1 0 0 % 充当としている。私的な用務等他の用務と兼用で使用している場合は、会派の基本的な考え方及びそれに基づく実態に沿って按分率が定められている。

(6) 所属年度区分について

運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では支出年月日を書くこととされており、支出年月日で整理している。

(7) 領収書を亡失した場合について

運用指針において「領収書を亡失した場合」は「県政調査費 支出証明書」を作成することとされており、運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」には抵触しない。

(8) 「領収書等貼付用紙」の余白の補記について

月ごとの支払のガソリン代について、運用指針において「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」とある。一般に、また運用指針で定められている領収書の一般的記載事項は、年月日、金額、使途、発行者及び宛名の 5 項目であり、その項目が抜けている場合に補記することとされている。

(9) 条例第 8 条の議長の調査について

会派から提出された収支報告書及び証拠書類について、議長の調査する権限に基づいて、議会事務局総務課職員が調査している。最終的に議長に報告し、議長は適正と判断している。

2 事実関係

監査対象事項について、議会事務局総務課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県政調査費制度について

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)が施行され、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会の審議能力の強化による活性化が求められることとなった。

このような状況から、同年5月、法が改正され、平成13年4月から政務調査費制度が導入された。

ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 根拠条例等

法のこうした規定を受け、本県では「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」を制定した。

本県の県政調査費制度の主な内容は次のとおりである。

交付対象(条例第2条)

県政調査費は、議長に届出のあった会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対し交付する。

交付額等(条例第3条)

県政調査費は、月額50万円に所属議員の数を乗じて得た額を交付する。所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

交付決定(条例第4条)

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに県政調査費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

請求及び交付(条例第5条)

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の県政調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、県政調査費を交付するものとする。

使途(条例第6条)

会派は、県政調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

収支報告(条例第7条)

会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長の調査(条例第8条)

議長は、県政調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

返還(条例第9条)

会派は、その年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。

ウ 県政調査費の使途基準(規程第6条)

条例第6条に規定する使途基準は、下表のとおりである。

分類	項目	内 容	主 な 例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	グループ活動費	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報紙(誌)等発行費	県政調査活動として行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費	広報紙(誌)・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ等作成・管理費	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	県政報告等活動費	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

活動補助費	人件費	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金（臨時職員）各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理経費、負担金等
	事務費	県政調査活動のため必要な事務に要する経費	事務用品代（文具・コピー用紙等）備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等
	交通費	県政調査活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費用、自動車リース代等

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動をいう。

（２）運用指針について

本県議会では条例等施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成21年3月「議会あり方研究会」が議長に検討結果を報告・提言した。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、規程を改正するとともに「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に運用指針を制定した。

（３）平成21年度県政調査費の流れ

- ア 平成21年3月28日までに各会派から議長に会派の届出を提出
- イ 4月1日、議長から知事へ会派について通知
- ウ 4月1日、知事から各会派に合計5億4,600万円を交付決定（50万円×会派の議員数91人×12か月）
- エ 4月1日、各会派から知事へ第1四半期分を請求（四半期ごとに請求）
- オ 4月15日、知事から各会派へ合計1億3,650万円を交付（四半期ごとに50万円×会派の議員数×3か月分を各会派の口座へ振り込む）
- カ 7月（四半期終了後）に各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出し、各会派の経理責任者が同書類の内容をチェックし議会事務局へ提出。その後、議会事務局

職員が同書類の内容をチェックし各会派に返還（チェック後の証拠書類等は会派が保管）

（以後、第3四半期まで同じ）

- キ 平成22年4月中旬までに各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出
- ク 4月30日までに会派の経理責任者は同書類の内容をチェックし、提出用コピーを作成し議会事務局へ提出
- ケ 5月1日、議会事務局は収支報告書等の情報公開請求を受理（7月1日から公開）
- コ 5月18日までに議会事務局職員は内容をチェックし、収支報告書の写しを知事へ送付
- サ 5月18日、収支報告書に残余がある場合、知事は交付決定を減額、返納通知書を該当会派へ送付
- シ 返納通知書を受けた会派は残余額を返納

（4）議会事務局によるチェック

議会事務局は、四半期ごとの具体的な確認作業として、会派の県政調査費経理責任者が確認した収支報告書及び証拠書類の内容について、その書類の記載方法、県政調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、条例や規程、運用指針に照らして誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、支出された経費が議員の調査研究活動に係るものか、必要に応じて会派の経理責任者又は議員に確認している。

（5）ガソリン代について

ア 県政調査費のガソリン代への充当についての基本原則は、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」である。

この判断基準は、費用弁償の対象となる職務を行うために要する費用に県政調査費が充当されていないかである。

イ ただし、定例会会期中については、費用弁償との重複の有無にかかわらず、運用指針において「会期中に給油した分には充当できない。」としている。

ウ また、給油日と費用弁償を受けた日が重複していても、費用弁償の支給対象となる職務を行うために要する費用に充てたものでない場合、例えば、議会への登庁に使用する車両とは別の県政調査活動専用車を使用して事務所の職員等が県政調査活動を行う場合などは、県政調査費を充当できる。

エ 月ごとに支払う場合の領収書や月ごとの支払であるのか給油の都度の支払であるのか判然としない領収書、引落記録がある通帳のコピー等には給油日が記載されていないか明らかでない。こうした場合議会事務局では、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中に給油日がないことや費用弁償との重複がないことを会派（議員）に口頭で確認している。

オ 規程では領収書等の提出について規定されているが、給油日、給油量、単価等

の詳細を記載することは必ずしも領収書の要件とはなっていない。

なお、規程及び運用指針には、そうした詳細が分かる書類の提出については規定されていない。

カ 運用指針において「領収書等貼付用紙」の余白に補記が必要とされているのは、領収書に一般的に記載されている年月日、金額、使途、発行者及び宛名の一部が記載されていない場合であり、給油日、給油量、単価等について余白に補記することは規定されていない。

キ 領収書を亡失した場合は、運用指針において「県政調査費 支出証明書」を作成することにより県政調査費の充当を認めている。

(6) 所属年度区分について

運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等により支出年月日を記入することとしており、支出の原因となる行為の日の属する年度と、支払日の属する年度が異なる場合は、支払日の属する年度に区分することとしている。

3 監査対象事項に対する判断

(1) 監査の視点

ア 県政調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また本県では、法の規定に基づいて定めた条例第10条において「この条例に定めるもののほか、県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、この委任規定に基づき規程が制定されている。

県政調査費の使途基準についても条例第6条及び規程第6条に基づき議長が定めており、また、収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限についても、知事ではなく議長に与えられている。

以上のとおり、県政調査費制度については、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、平成21年12月17日最高裁判決においても、「(略)このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ 以上のことから、監査に当たっては、会派等の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に県政調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

ウ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

エ 規程や運用指針で定める県政調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、県政調査費の返還を求めることとする。

監査委員は以上のような視点に立って監査を行い、請求人から県政調査費の不当な支出として指摘された事項について判断する。

(2) 判断

(A) 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、返還要求額8,554円

請求人は、10月29日の給油日当日は決算特別委員会があったため当該議員は費用弁償を受けており、費用弁償との関係を定めた運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり議員から、特別委員会委員の職務を行うための費用に充てたものではなく、県政調査を補助する事務所の職員が使用するために給油したものであることを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(B) 平成21年10月31日、10月分ガソリン代、返還要求額8,358円

請求人は、10月19日の給油日当日は決算特別委員会の県内視察があったため当該議員は費用弁償を受けており、同じく運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり議員から、特別委員会委員の職務を行うための費用に充てたものではなく、県政調査を補助する事務所の職員が使用するために給油したものであることを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(C) 平成21年4月20日、ガソリン代、返還要求額6,160円

請求人は、通帳コピーの日付の4月20日は企画財政委員会があったため当該議員は費用弁償を受けており、同じく運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、4月20日は給油日でなく口座振替日(支出日)であり問題はないとの説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(D) 平成21年5月11日、高速代、700円

平成21年4月2日、ガソリン代、2,069円、返還要求額計2,769円

請求人は、この支出は平成20年度中に発生した料金であり、平成21年度の支出として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成21年度であるため、問題はないものと判断した。

(E) 平成21年4月10日、高速代、返還要求額13,400円

請求人は、この支出は平成21年2月のETC利用料金であり、平成21年度の支出として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成21年度であるため、問題はないものと判断した。

(F) 平成 2 1 年 5 月 1 3 日、ガソリン代、返還要求額 7 1 4 円

請求人は、通帳コピーの日付から平成 2 0 年度分が含まれており、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(G) 平成 2 1 年 4 月 2 8 日、雇用者分ガソリン代、返還要求額 3 , 5 4 9 円

請求人は、3 月 3 1 日締め請求によって支払われたものであり、給油日は記載されていないが、平成 2 1 年 3 月末以前であることは明白であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(H) 平成 2 1 年 5 月 1 1 日、高速代、返還要求額 1 6 , 6 6 0 円

請求人は、この支出は平成 2 1 年 2 月から 3 月の E T C 利用料金であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(I) 平成 2 1 年 4 月 6 日、4 月分高速道路料金、返還要求額 1 0 , 2 0 0 円

請求人は、この支出は平成 2 1 年 2 月の E T C 利用料金であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(J) 平成 2 2 年 3 月 3 0 日、高速代、1 , 6 0 0 円

平成 2 2 年 3 月 3 1 日、ガソリン代 5 , 0 0 0 円、返還要求額計 6 , 6 0 0 円

請求人は、紛失を理由とした「県政調査費 支出証明書」の作成は、支出金額の証明にならず、運用指針に定める「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触し認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、運用指針において「支出証明書」は「領収書を亡失した場合など領収書等がない場合に作成。」と定め、県政調査費の充當を認めている。

また、議会事務局から、「支出証明書」の作成は運用指針の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触しないとの見解が示され、問題はないものと判断した。

(K) 一か月分をまとめて支払っているガソリン代、油代等 4 6 件、返還要求額計 9 5 3 , 2 6 0 円

請求人は、これらについて、給油日等の詳細な記載がなく会期中の給油や費用弁償との重複がない旨の証明がないこと、月払いか都度払いか判明しないものや「領収書等貼付用紙」の余白への用途等の補記がなされていないものがあること、月払いの場合は給油日等が証明される納品書の添付が必要であること、給油日等の記載がない月額支払額だけの領収書は証拠書類とは言えないこと等を指摘している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを会派（議員）に対面で確認した旨の説明があった。また、前記「２事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や納品書の添付、領収書への記載事項について、運用指針への抵触は認められなかった。

（３）結論

以上のとおり、「平成２１年度県政調査費の支出のうちの交通費について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。」とする請求人の主張には理由がない。

４ 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県政調査費については、議会の自律性が尊重され、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。

県議会においては、平成２１年度から県政調査費に係る支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、県政調査費の適正化、透明化に努力してきた。

今後も、これまでの県政調査費制度の運用を踏まえ、下記の点にも留意しながらよりよい県政調査費制度の推進を図るよう期待するものである。

記

用途等が運用指針に適合していることが証拠書類だけでは判断できず、議会事務局による口頭確認で補っているものが少なからず見受けられた。

県民は、県政調査費の具体的な支出内容について、情報公開に供されている証拠書類等の資料によってのみ知ることができるのであり、証拠書類は透明性の確保の観点から、各会派及び各議員の県政調査活動に支障のない範囲で、運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望するとともに、議会事務局においては議長の調査権限に基づき、より一層審査の充実を図られたい。

県政調査費の運用指針(抜粋)

(趣旨)

第 1 この指針は、県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

(県政調査費を充当できる活動)

第 2 会派が県政調査費を充当できる活動については、別表のとおりとする。

(基本的な原則)

第 3 会派が県政調査費を充当する際の基本的な原則は、別記 1 のとおりとする。

(使途基準の留意事項等)

第 4 埼玉県県政調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第 6 条で規定する別表の使途基準について留意すべき事項等は、別記 2 のとおりとする。

(証拠書類)

第 5 規程第 7 条第 2 項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記 3 のとおりとする。

2 規程第 7 条第 2 項ただし書に規定する証拠書類は、調査研究費、会議費及び広聴費に係るものとする。

(様式)

第 6 規程第 7 条第 2 項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により行うものとする。

2 第 3 で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第 3 号により行うものとする。

附 則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

県政調査費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

県政調査費は議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。

- ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。

県政調査費は、県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。

配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。

県政調査活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に県政調査費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。

- ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
- ・ 会派及びその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。

4 会派から議員への委託手続

会派の所属議員が個々に行う県政調査活動に県政調査費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、県政調査活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、使途基準に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。

その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

会議・会合等を開催する場合の留意点

県政調査活動の一環として、飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×		
選挙区外にある者			

会議・会合等に参加する場合の留意点

県政調査活動の一環として、選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 県政調査費を充当するのに適しない例

政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

項 目	広報紙（誌）等発行費
内 容	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費
例 示	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙（誌）等であること（原則として会派名を記載すること。）。
- 2 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- 3 発行した広報紙（誌）や契約書等は保管しておくこと。
- 4 送料
 ポスティング代を含む。

項 目	県政報告等活動費
内 容	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費
例 示	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

留 意 事 項 等

1 対象となる活動の例

- (1) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (2) 街頭・駅頭や広報車での活動等

2 留意事項

(1) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

(2) 茶菓代

県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。

公職選挙法に抵触しない範囲であること。

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(3) 自動車リース代

広報車の看板の記載内容は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。

項 目	事務費
内 容	県政調査活動のため必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代（文具・コピー用紙等）、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

留 意 事 項 等	
留意事項	
1	<p>備品購入費 3万円を超える場合には充当できない。</p>
2	<p>光熱水費 独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。</p>
3	<p>茶菓代 (1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。 (2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。 (3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。</p>
4	<p>負担金 (1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。 (2) 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>

項 目	交通費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な交通費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
 - (1) 乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。
ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。
 - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、県政調査活動専用のカードにチャージした額を充当することができる。
- 3 タクシー代
効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代
事務所用の日常的な駐車場代は「事務費」の「来客等駐車場賃借料」に計上すること。
- 5 ガソリン代
 - (1) 「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上すること。
 - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 自動車の維持管理費
 - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
- 7 自動車リース代
 - (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
 - (3) 県政調査活動専用の自動車の場合には100%充当できる。

証拠書類

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第 7 条第 2 項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例：A T M利用明細)、口座引落記録(例：預金通帳) 原則として領収書を徴するものとする。

領収書に一般的に記載されている事項

- ア 年月日
- イ 金額
- ウ 用途(「ただし、代として」など何に支出されたか分かるような記載)
- エ 発行者
- オ 宛名(会派名又は議員名)

領収書等は「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など^{ちようぷ}に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の用途欄に用途を記入する際は、用途基準の「主な例」を参考にすること。

按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

資料 2

埼玉県職員措置請求書

県知事が、埼玉県議会・会派：埼玉県議会自由民主党議員団に対して交付している平成 21 年度県政調査費の交通費にかかる不当支出の件

埼玉県監査委員 殿

平成 22 年 10 月 8 日

請求者 川越市 塚本千恵子

1) 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

2) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会の会派に対して、県政調査費を交付している。

県議会は、交付された県政調査費の支出について平成 21 年 4 月に「県政調査費の運用指針」（以下「指針」という）を制定しており、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

そのような中、平成 21 年度県政調査費の支出のうちの交通費について、自ら制定したその指針から逸脱した用途があるため、知事は、会派：埼玉県議会自由民主党議員団（以下「自民党」という）に対して、下記支出の返還請求をするよう要求する。

3) 請求の理由

（以下に交通費領収書ファイルのページ番号を金額とともにそれぞれ記載する。）

- (A) 下記の領収書及び請求書によると 10 月 29 日に給油が行われている。当日は決算委員会が行われており、当該議員（荒川岩雄）はその委員であったため、費用弁償を受けている。「指針」P20 の 1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P1118~1119 ￥21,011 (11 月分) ガソリン代 (荒川岩雄議員)

返還要求額 ￥8,554

- (B) 下記の領収書及び請求書によると 10 月 19 日に給油が行われている。当日は決算委員会の県内視察へ行田と熊谷市へ行っており、当該議員（荒川岩雄）費用弁償を受けている。「指針」P20 の 1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P999~1000 ￥14,883 (10 月分) ガソリン代 (荒川岩雄議員)

返還要求額 ￥8,358

- (C) 下記支出を証する書面として通帳コピーが添付されている。給油日 4 月 20 日は、企画財政常任委員会の初顔合わせがあり、当該議員（長沼たけし）は登庁して、費用

弁償を受けている日である。「指針」P 2 0 の 1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P139 ￥21,819 (ガソリン代) (長沼たけし) 返還要求額 ￥6,160

(D) 下記の支出は、平成 20 年度中に発生した料金であり、平成 20 年度の支出にあたる。平成 21 年度の支出としては認められない。

P235 ￥700 (高速代) (和田浩)

P30~31 ￥2,069 (ガソリン代) (北堀篤) 返還要求額 ￥2,769

(E) 下記の支出は、平成 21 年 2 月 3 日～2 月 16 日までの ETC 利用料金であり、平成 20 年度の支出にあたるため、平成 21 年度の支出としては認められない。

P86~87 ￥13,400 (高速代) (和田浩) 返還要求額 ￥13,400

(F) 下記の通帳コピーによると、平成 20 年度分が含まれており、今年度前の給油であるため、認められない。

P242 ￥2,229 (ガソリン代) (本木茂) 返還要求額 ￥714

(G) 下記領収書は、21 年 4 月 28 日に支払っているが、3 月 31 日締め請求によって支払われたものである。給油した日が記載されていないが、平成 21 年 3 月末以前であったことは明白であり、20 年度中に給油したものについては、21 年度の県政調査費としては認められない。

P168 ￥3,549 (ガソリン・雇用者分) (中村健) 返還要求額 ￥3,549

(H) 下記の支出は、平成 21 年 2 月 6 日～3 月 28 日までの ETC 利用料金であり、平成 20 年度の支出にあたるため、平成 21 年度の支出としては認められない。

P231~233 ￥16,660 (高速代) (自民党県議団・㈱北野屋)

返還要求額 ￥16,660

(I) 下記の支出は、平成 21 年 2 月 2 日～2 月 27 日までの ETC 利用料金であり、平成 20 年度にかかった費用の支出にあたるため、平成 21 年度の支出としては認められない。

P56~57 ￥10,200 (高速代) (神尾高善) 返還要求額 ￥10,200

(J) 下記「県政調査費 支出証明書」には、領収書の添付がされていない。

「県政調査費運用指針」の第 6 では、提出書類の様式を定めているが、別記様式 2 (第 6 関係) では、冒頭に但し書きがあり、「自動販売機など領収書がない場合、領収書を亡失した場合には、支出証明書を作成」とされている。しかしながら、領収書が発行されない場合に「支出証明」を作成することは、「領収書を徴取し難い事」として社会通念上認められないわけではないものの、実際には領収書が存在したにも関わらず、紛失したという理由では、記載された金額が政務調査費の支出として正しいとの証明もできない。

指針の P 2 の「原則」の 3 には「必ず会派において関係書類を整理保管する。」に抵触するため認めることはできない。

P1689 ￥1,600 (高速道路代)

P1693 ￥5,000 (ガソリン代) 返還要求額 ￥6,600

(K) 下記領収書は、「ガソリン代」や「油代」などの表記があるが、一か月分をまとめて支払っているものがある。

該当する月の中で、何時給油したのか、給油量などの詳細な記録がない。ガソリン給油については、「指針」P20の留意事項5に、「会期中には給油できない」との留意事項があり、また、同頁の1には「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない」とされており、当該月の間に定例会や委員会や特別委員会や行政視察のために費用弁償を受けている日に該当していないことの証明がされていない。

以下の中には、月毎ではなく都度の給油である可能性のあるものもあるが、月極であるのか、都度払いなのか、それすら判明せず、「指針」P21には、「証拠書類は、原則として領収書を徴するものとする」の原則が守られておらず、銀行の通帳コピーによって給油の証拠書類として貼り付けられているものも存在するが、領収書貼付用紙の下段に記載されている「何に支出されたか分かるような記載が無い場合は、余白に補記する」と指示されているが、補記されていない。

月毎に支払う方式にしている場合には、給油時に発行される「納品書」などの書類によって、給油日、給油量、単価などが証明される関係書類である納品書等が一式として添付されていなければならない。納品書は領収書ではないものの、「指針」P2の基本的原則の3にある「関係書類」になるものであって、支出が正しいものかどうか判断できる一助となるのもである。

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条2では、「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類（以下「証拠書類」という）の写しを併せて提出しなければならない。」と定められており、給油日、給油量、単価などの詳細が証明されている書類が「証拠書類」と言えるものであるが、月額支払額だけの領収書では、証拠書類が提出されているとは言えない。

P282 ￥13,142（燃料代5月分）（蓮見昭一）
P390 ￥16,281（燃料代6月分）（蓮見昭一）
P807 ￥8,972（ガソリン代9月分）（小林哲也）
P994 ￥5,188（ガソリン代10月分）（小林哲也）
P1114 ￥8,859（ガソリン代金11月分）（小林哲也）
P582 ￥4,000（7月分ガソリン代負担金）（高橋政雄）
P800 ￥4,000（9月分ガソリン代負担金）（高橋政雄）
P808~809 ￥18,750（燃料代）（岩崎 宏）
P991 ￥33,000（燃料代）（岩崎 宏）
P1426 ￥36,606（燃料代）（岩崎 宏）
P1558 ￥26,148（燃料代）（岩崎 宏）
P1658 ￥36,667（燃料代）（岩崎 宏）
P1457 ￥14,336（1月分ガソリン代）（中村 健）
P399 ￥10,811（6月分燃料代）（中村 健）
P820 ￥12,922（9月分ガソリン代）（中村 健）
P193 ￥11,841（4月分ガソリン代）（井上直子）
P383 ￥7,703（6月分ガソリン代）（井上直子）

P1606 ￥7,462 (2月分ガソリン代) (井上直子)
 P263 ￥46,594 (車両ガソリン代) (神谷裕之)
 P440 ￥28,711 (車両燃料) (神谷裕之)
 P1656 ￥19,826 (2月分ガソリン代) (神谷裕之)
 P184 ￥53,706 (4月分ガソリン代) (荒川岩雄)
 P277 ￥68,864 (5月分ガソリン代) (荒川岩雄)
 P577 ￥11,091 (7月分ガソリン代) (長沼たけし事務所)
 P769 ￥29,710 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P804 ￥13,815 (9月分ガソリン代) (長沼たけし事務所)
 P862 ￥11,876 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P1025 ￥9,108 (10月分ガソリン代) (長沼たけし後援会事務所)
 P1303 ￥3,980 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P1353 ￥10,564 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P398 ￥15,725 (6月分ハイオクガソリン1170) (吉田 弘)
 P583 ￥8,115 (7月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P799 ￥8,404 (9月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1120 ￥17,851 (11月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1528 ￥17,489 (2月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1583 ￥2,075 (ガソリン代) (大山 忍)
 P1616 ￥25,481 (ガソリン代2/1~2/21) (小森谷昭)
 P1400~1401 ￥4,987 (1~3月分ガソリン代) (森田俊和)
 P984~986 ￥53,632 (ガソリン代) (渋谷実) (返還要求額￥52,091)
 P1708~1709 ￥35,593 (ガソリン代) (渋谷実) (返還要求額￥35,031)
 P199 ￥31,130 (政務調査に伴う車両燃料代費) (埼玉県議会自由民主党議
 員団)
 P314 ￥28,236 (県政調査時使用する車のガソリン代) (")
 P591 ￥30,500 (県政調査時使用車のガソリン代) (")
 P186~187 ￥32,744 (ガソリン代) (自民党県議団)
 P415 ￥29,300 (ガソリン代) (埼玉県議会自由民主党議員団)
 P571~572 ￥29,568 (7月分ガソリン代) (自民党県議団)
返還要求額 ￥953,260

4) 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明

本請求書本文内に記載した領収書コピー (情報開示されたもの) などの一切を添付する。
以上

(資料名を記載、内容は略)

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	21,011円	ガソリン代11月分
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	14,883円	10月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月20日、5月18日、6月18日	21,819円	ガソリン代
県政調査費	支出証明書	21年5月11日	700円	高速料金
県政調査費	支出証明書	21年4月2日	2,069円	ガソリン代
県政調査費	支出証明書	21年4月10日	13,400円	高速代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月13日	2,229円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月28日	3,549円	ガソリン代雇用者分
県政調査費	支出証明書	21年5月11日	16,660円	高速道路料金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月6日	10,200円	4月分高速道路料金
県政調査費	支出証明書	22年3月30日	1,600円	高速道路代
県政調査費	支出証明書	22年3月31日	5,000円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月30日	13,142円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月30日	16,281円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	8,972円	9月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	5,188円	ガソリン代(10月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	8,859円	ガソリン代(11月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	4,000円	経費、交通費(ガソリン代)負担金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	4,000円	経費、交通費(ガソリン代)負担金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	18,750円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	33,000円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月29日	36,606円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月19日	26,148円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月24日	36,667円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月1日	14,336円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月1日	10,811円	ガソリン代(リース車)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月1日	12,922円	ガソリン代(リース車)9月分(8/21~9/20)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月1日	11,841円	4月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月29日	7,703円	6月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月3日	7,462円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月26日	46,594円	車輛ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月9日	28,711円	車輛燃料代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月20日	19,826円	2月分ガソリン代

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月30日	53,706円	4月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月29日	68,864円	5月分ガソリン代、 自動車税
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	11,091円	7月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月18日	29,710円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	13,815円	9月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月13日、11月12日、12月14日	11,876円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月3日	9,108円	10月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月12日	3,980円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月18日	10,564円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月30日	15,725円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	8,115円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	8,404円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	17,851円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月27日	17,489円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月27日	2,075円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月8日	25,481円	ガソリン代(2/1~ 2/21分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月26日	4,987円	ガソリン代(平成2 2年1月・3月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月24日、21年10月31日、21年11 月30日、21年12月31日、21年12月5日	53,632円	自動車修繕維持管理費用、ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月31日、22年3月28日、22年2月2日、 22年2月18日、22年2月27日	35,593円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月3日	31,130円	政務調査に伴う車両 燃料費
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月3日	28,236円	政務調査時使用する 車のガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年8月3日	30,500円	県政調査時使用車の ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月30日、5月30日、6月30日	32,744円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月3日	29,300円	県政調査時使用する 車のガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日、8月31日、9月30日	29,568円	ガソリン代